奈良県訓令第八号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十三日から施行する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

別表の本庁における記号の表地域振興部の項中「

南部振興課

」を「

南部振興課 復旧・復興推進室

」に改める。